

健康福祉常任委員会委員長報告

去る11月29日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和5年12月1日(金)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 斉藤 章、桜井 卓、中村洋子、現王園孝昭、
金森すみ子
- 4 審査結果

「議案第72号」北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第73号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第76号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第72号」について

(1) 「居住地特例制度の適用に関して、条例の一部改正に至った経緯について」質疑したところ、「居住地特例制度が適用にならない施設等が所在する市町村の財政負担を軽減することを目的とし、令和4年度に障害者総合支援法が改正されました。これにより、居住地特例制度の対象となる施設等が増え、介護保険施設等に入所及び入居している方への重度心身障害者医療費

の支給を施設等に入る前に居住していた市町村が行うため、条例の一部を改正するものです」との答弁がありました。

(2) 「条例の一部改正のタイミングが各市町村で異なるようだが、施設等への入所及び入居の時点で、重度心身障害者医療費の支給が施設等の所在する市町村と居住していた市町村のどちらの対象にもならない場合、どのように対応するのか」と質疑したところ、「県から各市町村が条例改正を行うまでの間、北本市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項第11号の「その他市長が特に必要があると認めた者」という条文を認定の根拠とする旨の通知がありました。そのため、条例の一部改正のタイミングで利用者に不利益が生じることがないように対応します」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第73号」について

(1) 「出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除に関して、条例の一部改正に至った経緯について」質疑したところ、「国において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に制定され、国民健康保険制度において、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税免除措置が創設されることとなり、令和6年1月から施行されることとなりました。そのため、市においても、令和6年1月1日を施行予定とする国民健康保険税条例の一部を改正するものです」との答弁がありました。

(2) 「国民健康保険税の免除の対象となる出産について」質疑したところ、「産前産後期間の保険税免除措置における「出産」とは、妊娠85日以上分娩であり、死産、流産、人工妊娠中絶及び早産の場合も対象となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第76号」について

(1) 「施設・設備の損傷に対するリスク分担に関して、指定管理者側が行う突発的な修繕の対応金額の上限を10万円未満から20万円未満に引き上げるメリット、また、令和4年度及び令和5年度に10万円から20万円の規模の修繕はあったのか」と質疑したところ、「施設・設備の損傷に対するリスク分担の金額の上限を1件あたり10万円未満から20万円未満に引き上げることで、修繕等の必要が生じたときに指定管理者側ですぐに対応ができるということがメリットです。また、令和4年度及び令和5年度の2か年には、10万円から20万円規模の修繕はありませんでした」との答弁がありました。

(2) 「あすなろ学園の職員体制に変更はあるのか」と質疑したところ、「令和5年4月の時点で正規職員は9人、非常勤職員等は15人です。令和6年度からは正規職員は10人、非常勤職員等は14人となり、職員の合計人数についてはどちらも24人となり変更がありません」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和5年12月15日

健康福祉常任委員会
委員長 金森 すみ子

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様